

業務改善推進のための各種社内制度等

(一社)名北労働基準協会 労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

社内提案制度

業務効率の悪さや滞留

流れを「見える化」することにより、ボトルネックや無駄な業務を見つめ改善策を講じます。

働き方改革関連法が成立し、来年4月から段階的に、年次有給休暇5日間の付与の義務化や時間外労働の上限規制などが施行されていきます。少子高齢化により労働力不足が大きな問題となっている今、限られた人員の中で長時間労働を削減するには、業務効率を向上させることは必要不可欠となります。

流れを「見える化」することにより、ボトルネックや無駄な業務を見つけ、改善策を講じます。

■ **業務のマニュアル化**

長時間労働の発生する大きな原因の一つが、業務の属人化です。これは、長時間労働で悩む多くの企業でみられる傾向です。限られた従業員にしか行きえない業務があれば、当然その人に負荷が集中し

業務の改善を行い、業務効率を向上させるためには、様々な方法が考えられます。

業務の改善を行い、業務効率を向上させるためには、様々な方法が考えられます。

ます。社内業務を可能な限りマニュアル化し、個人のスキルアップを図り、多能工化します。マニュアル化自体は非常に手間暇のかかる作業ですが、複数の従業員がフォローし合える体制を作ることで、限られた従業員に集中している労働時間を分散させることができます。

点などは、意識的に改革していくことが必要です。従業員一人一人が日々の業務の中で改善点を見つける意識を持ち、それを提案し、改善していくことにより、業務の効率化を図ります。また、提案の件数や成果によって、評価を行うことも、従業



員のモチベーションの向上のために効果的です。

を実行し、評価できる制度づくりをすることが必要です。

愛知県下各労働基準協会では、納得性のある人事考課実現のために「人事考課者研修」を行つています。次回は、平成30年11月28日午後もしくは、平成31年1月31日午後に行います（半日研修）。また、業務改善の基本となる適正な労働時間管理・改善のための「労働時間研修」は平成31年1月29日に実施します。

詳しくは、当協会ホームページまたは総合受付
(☎ 052-1961-1

業務効率を向上させる
ことは容易ではなく、

イラスト・森沢康代